

## 設計における留意事項

設計に当たっては、「宮城県民会館整備基本構想」及び「仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想（宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザの集約・複合化）」に示すもののほか、次の事項について留意すること。

（以下、宮城県民会館を「県民会館」、宮城県民間非営利活動プラザを「NPO プラザ」という。）

### 1 共通する基本条件

#### （1）建築物全体

- ① 県の文化芸術拠点としてふさわしい佇まいとする。
- ② ライフサイクルコストの低減に配慮し、維持管理のしやすい形状や仕様とする。
- ③ 医療施設や住宅が立地する地域であるため、周辺環境への影響・美観に配慮した形状及び色調にする。
- ④ 幅広い利用者を想定し、ユニバーサルデザインに配慮する。
- ⑤ 授乳室、キッズスペース、ベビーカー置き場を確保するとともに、親子トイレや子供用小便器の設置など、親子連れや子供の利用にも配慮する。
- ⑥ 換気や非接触パネル等の導入など、新型コロナウイルス感染症に代表される感染症対策に配慮する。
- ⑦ 各部門の配置及び階数については、設計業務において議論する。
- ⑧ 各部門は、十分な機能の発揮及び効果的な連携に配慮し、平面的、立体的な配置を検討する。
- ⑨ ホールや NPO プラザ、ギャラリー等の利用者及び施設職員の動線に配慮するとともに、ホール部分のチケット売り場と入場カウンターの動線にも十分配慮する。
- ⑩ 建築物の構造は、大規模地震発生時に災害対策活動にも対応できるよう、耐震、免震、制震など、総合的な安全性を確保できる構造について検討を行った上で、最適な手法を採用する。
- ⑪ 災害時に機能を維持できるよう、非常用発電設備や太陽光パネル、蓄電池等を設置する。
- ⑫ 省エネルギーへの配慮や効率性の高い設備システムにより運営費用を抑える計画とするとともに将来の更新に配慮した機器とする。

- ⑬ ZEB Ready 以上, CASBEE A ランク以上を目指すとともに, ライフサイクルコストの低減やグリーンインフラについて配慮する。
- ⑭ 有事の際に県民の避難場所として機能するよう, 最大収容人数が3日間程度滞在できる食糧・水・毛布・アルミシート・紙オムツ等を備蓄できる大きさの災害用備蓄倉庫を設置する。
- ⑮ JR 仙石線宮城野原駅から風雨を避けて施設に入館できるよう, 屋根付き歩道等を整備するとともに, 駐車場から施設までの入館にも配慮する。
- ⑯ 貴賓の入退場, 動線に十分配慮する。
- ⑰ 周辺環境に配慮し十分な防音・防振を検討する。
- ⑱ Wi-Fi 設置の他, ICT 環境に対応するとともに, 将来的な新しい技術への対応にも配慮する。
- ⑲ 貸しロッカーを適宜設ける。傘立ては, 十分な数を確保し, 設置場所に配慮する。
- ⑳ あらゆる場所でロビーコンサートや各種イベントが実施できるよう, 各所に電源コンセント(100V, 200V)やモジュラージャックを設置する。

## (2) 敷地

- ① 医療施設や住宅が立地する地域であるので, 周辺環境への影響・美観に配慮するとともに, 積極的な緑化に努める。
- ② 仙台市の浸水想定区域図(内水ハザードマップ)を踏まえ, 浸水を防ぐ。
- ③ 北側道路に面して郵便局(平家建て, 延べ面積150㎡程度)の用地を確保する。
- ④ 将来の施設整備等の可能性も踏まえ, 有効活用できるまとまった空地进行をエントランス前広場とは別に15,000㎡程度確保する。当面緑地としての暫定利用を想定する。

## (3) エントランス前広場

- ① 前庭として広場を設置し, アート作品の展示やパフォーマンスなどを行える空間とする。
- ② エントランスロビーと連続させて一体的な利用が可能となるように配慮するとともに, 来館者の動線を確保する。

#### (4) 駐車場

- ① 来館者・主催者用・職員用として普通自動車用駐車場300台～350台程度と大型バス用駐車場を複数台整備する。
- ② 大ホールの搬出入用として11トントラック4台程度，スタジオシアター搬出入用として11トントラック1台が同時に駐車できるスペースを確保する。
- ③ 来館者の渋滞対策として，敷地内の車路を長くする等の配慮をする。
- ④ 駐車場の出入口は周辺の交通状況に配慮して設置する。

#### (5) その他

- ① 設計業務の実施に当たっては，文化芸術及びNPO関係者等の施設利用者やプロモーター等の業界関係者から意見を聴取し設計内容に反映するとともに，必要に応じてその進捗状況を明らかにするよう努める。

## 2 ホール部門

### (1) 舞 台

- ① プロセニウム形式とする。音響反射板を設置した生音コンサートにも対応できるような間口，高さを確保し，可動式も含めて検討する。
- ② 舞台は，合計3面以上相当の面積を確保（主舞台，両袖舞台，奥舞台）し，十分な大きさとする。袖舞台や奥舞台の規模は不均等でも構わないが，プラットホームと直結する。
- ③ 奥舞台は，プロジェクターのリア投影が可能な奥行きを確保する。
- ④ オペラ・バレエの上演にも対応できるよう，客席前部にオーケストラピット及びプロンプターボックスを設置し，電動で舞台面まで上がるようにする。オーケストラピットは演目に応じて大きさ・深さを変えられるように配慮する。
- ⑤ 様々な上演に対応できるよう十分なバトンの数を確保する。なお，音響反射板の収納方式は，舞台上部のバトンの障害とならない位置に収納できる計画とする。
- ⑥ 主舞台下部には奈落を設け，舞台備品庫としても利用できるようにする。
- ⑦ 舞台スノコは，音響反射板を設置した状態で緞帳，引割緞帳，オペラカーテン，暗転幕，袖幕，ホリゾン幕等を捲らずにそのまま上部に収納できる高さを確保する。
- ⑧ 舞台設備（機構，照明，音響映像等）については，基本的性能を確保するとともに，将来，新たな演出や表現方法を生み出す機器やシステムの導入に対応できるようにする。

- ⑨ 照明，音響の調整室，映写室，フロントサイド投光室，シーリングライト室，フォロースポット投光室等の技術諸室を適切に配置する。
- ⑩ 動画配信にも対応できるよう配慮する。
- ⑪ 電源コンセント（100V，200V）を各所に設ける。
- ⑫ 舞台床面は，補修やメンテナンスに配慮し黒色とする。

## （２）客 席

- ① 席数は，固定席で最大2,300席を確保する。
- ② 客席は，ポピュラー音楽，ミュージカル，オペラ，バレエ等の大型公演に適した形状とし，舞台と客席の一体感を創出する。2階席以上は，曲線的に舞台を包み込むように配置するなど最適な視線と距離を確保する。
- ③ 各客席は，必要に応じて千鳥配置にするなど，死角が出ないように配慮する。
- ④ 客席は，複層化し，利用人数が少ない時は低層部分のみで利用するなど，利用者数に応じて使うことができるようにする。
- ⑤ 2階以上の客席は，階段に可能な限り両側手摺を設ける。
- ⑥ 客席後方などに立見スペースを設置する。
- ⑦ 座席は，障害者や高齢者に配慮し，ゆとりのある寸法を確保する。
- ⑧ 公演で長時間座ることや災害時に活用することも配慮し，快適性の高い座面にするとともに，空調の吹出口の配置に配慮する。
- ⑨ 車いす席は，常設席を適切に確保し，状況に応じて固定席を取り外せる箇所を設けるなど柔軟な対応に配慮する。また，ストレッチャーの移動などにも配慮する。
- ⑩ 演目によって最適な残響時間となるよう残響可変装置を設置するなど工夫する。
- ⑪ 客席内に音響や照明の調整卓などを持ち込むことができるように配慮する。
- ⑫ 座席番号や列などが利用者に分かりやすいようにする。
- ⑬ 入口周辺は，カーペット敷きにするなど入退場時の足音に配慮する。
- ⑭ 客席後部には多目的室を設け，親子室やスタッフルーム，撮影スペースとして利用する。客席内への音漏れに十分配慮した構造とする。

## （３）ホワイエ

- ① 観客が開演前や幕間にゆったりとくつろげる空間となるよう，ソファやベンチなどを置くことも考慮し，十分な面積を確保する。

- ② 利用者のスムーズな移動のため、適切な数のエレベーター及び上り用・下り用のエスカレーターを設置する。
- ③ 各階に便所を設置し、器具数は法定個数を満足するだけでなく、利用上十分な数を設置する。
- ④ 特に女性用は、可能な限り待ち時間が短くなるよう十分な数を設置し、一方通行などによる混雑解消に配慮するとともに、入室状況が分かるようなサインを設ける。また、洗面のみの利用者等にも配慮したパウダールームを設置する。
- ⑤ 各階に多目的便所を適切に設置する。
- ⑥ 利用者が荷物を預けて鑑賞できるよう十分な大きさのクロークを設ける。
- ⑦ クロークは、物販等の様々な使い方に対応できるよう、ハンガーラックは可動式とし、電源コンセント（100V，200V）、モジュージャックを設ける。
- ⑧ 幕間に観客が利用するビュッフェを設ける。

#### （４）バックヤード

- ① 舞台備品庫，音響器具庫，照明器具庫をできるだけ舞台に近い位置に配置するとともに，大道具等の保管に配慮し十分な大きさを確保する。
- ② 搬出入口は，11トントラック2台が同時搬入可能な機材搬入スペースを舞台階に設置する。また，夜間作業や雨天時の作業に配慮する。
- ③ プラットホームは，トラック後方からの搬入及びガルウイング車側面からの搬入どちらも対応できるスペースを2台分確保し，同時に搬出入が行えるようにする。
- ④ プラットホームと舞台の間は，段差を設けず，十分な有効幅員を確保する等スムーズな舞台設営が可能なようにする。
- ⑤ 搬出入口の開口高さは，コンテナ搬入にも対応できるよう十分な高さを確保する。
- ⑥ 搬入ヤード壁面には大道具等を立てかけられる柵を設置し，流し場を設ける。

#### （５）楽屋エリア

- ① 個室，小，中，大楽屋と様々なタイプ，大きさの楽屋を配置し，舞台との動線に配慮する。大楽屋は可動間仕切りで大きさを変えられるようにする。
- ② 各楽屋は，出演者のプライバシーの確保に配慮する。
- ③ 楽屋便所は，舞台に近い位置とし，舞台衣装を着て使用することに配慮した余裕のあるレイアウトとする。

- ④ 楽屋廊下は、舞台衣装を着た出演者の移動や、楽器・備品などの移動に配慮し余裕を持った幅員・高さとするとともに、段差は設けないようにする。
- ⑤ フルコンサートグランドピアノの移動に支障がないよう、楽器庫から舞台に至る経路の出入口ドアは余裕を持った幅員とする。
- ⑥ 楽屋ロビー、シャワー室、給湯室、洗濯室、衣装室、備品庫を適宜設ける。
- ⑦ ケータリングや簡易な調理が可能なミニキッチンを設ける。
- ⑧ 公演後の出演者がスムーズに退出できる出口等に配慮する。

### 3 民間非営利活動部門

#### (1) 交流サロン

- ① 打合せスペースや個人ブースを設置し、来館者が自由に利用できるフリースペースとする。
- ② 多目的スペースとして利用できる空間とする。
- ③ ミニキッチンなどを設けたカフェスペースやショップスペースを設置し、NPOのインキュベート施設としても利用する。
- ④ 情報収集・発信の場（パソコン利用、NPO法人資料の閲覧、配架コーナー）とする。
- ⑤ 受付・相談スペース（カウンター等）には簡易な間仕切り等を設置し、打合せ等にも利用可能な空間とする。
- ⑥ 利用者の利便性を図るため、Wi-Fi環境を整備するとともに、県内外との交流が可能となるよう、web会議等のICT環境に対応する。
- ⑦ 外から様子が窺える開放的な配置とする。

#### (2) NPO ルーム

- ① 活動拠点の確保を望む団体が事務ブースとして利用することを想定し、利用団体専用の部屋を設置する。
- ② パーティション等により変更可能な間取りとし、個室も設ける。
- ③ ①、②の他、利用団体が共同で利用できる来客スペースや打合せスペースを設ける。

#### (3) 相談室

- ① 専門家やNPOによる個別相談を実施することを想定した個室の相談室を設け、相談者のプライバシーに配慮した構造、設備、配置とする。

② web 会議等の ICT を活用し、時間や場所を選ばず相談ができるよう配慮する。

#### (4) 共同作業室

- ① 印刷機，紙折り機，裁断機，電動パンチ，シュレッダー，カラーコピー機，作業台等の設置，複数名での製本等の作業に配慮したスペースを確保する。
- ② 防音に配慮するとともに，台車での荷物の搬出入に配慮した配置とする。

### 4 創造・育成・連携拠点部門

#### (1) スタジオシアター

##### ① 舞台

- イ) 演劇公演に適した形状を基本としながら，音楽ライブやダンスパフォーマンス，ファッションショーや各種イベント，最新技術を用いて創作された映像作品，美術作品とデジタル技術を組み合わせたアート展など，あらゆる表現芸術に対応できるように配慮する。
  - ロ) 平土間とし，客席との一体的な利用を可能にする。
  - ハ) 多目的な利用が可能となるよう一定数のバトンを設ける。
- ニ) 大ホールからの映像を受信できるよう有線回線を設ける。
- ホ) 調光操作室，音響調整室等を適切に設ける。

##### ② 客席

- イ) 平土間形式とする。
- ロ) 2階固定席と合わせて電動の可動客席を導入するとともに，スタンディングで最大800人程度の収容を可能とする。
- ハ) 災害時の活用を想定し，各所に電源コンセント（100V，200V），モジュラージャックを設置する。

##### ③ ホワイエ

- イ) 観客がくつろげる十分な面積を確保する。
- ロ) 各階に便所を設置し，器具数は法定個数を満足するだけでなく，利用上十分な数を設置する。

ハ) 特に女性用は、可能な限り待ち時間が短くなるよう十分な数を設置し、一方通行などの混雑解消に配慮するとともに、入室状況が分かるようなサインを設ける。また、洗面のみの利用者等にも配慮したパウダールームを設置する。

二) 多目的便所を適切に設置する。

ホ) 利用者が荷物を預けて鑑賞できるよう十分な大きさのクロークを設ける。

#### ④ バックヤード

イ) 舞台備品庫，音響器具庫，照明器具庫をできるだけ舞台に近い位置に配置する。

ロ) 搬出入口は，11トントラック1台が搬入可能な機材搬入スペースを舞台階に設置する。また，夜間作業や雨天時の作業に配慮する。

ハ) プラットホームと舞台を直結するとともに，その間は段差を設けず，十分な有効幅員を確保する等スムーズな舞台設営が可能なようにする。

二) 搬出入口の開口高さは，コンテナ搬入にも対応できるよう十分な高さを確保する。

ホ) 搬入ヤード壁面には大道具等を立てかけられる柵を設置し，流し場を設ける。

ヘ) スタジオ A～C の搬出入としても使用できるよう，スタジオとの動線に配慮する。

#### ⑤ 楽屋エリア

イ) 個室，小，中，大楽屋と様々なタイプ，大きさの楽屋を配置し，舞台との動線に配慮する。大楽屋は可動間仕切りで大きさを変えられるようにする。

ロ) 各楽屋は，出演者のプライバシーの確保に配慮する。

ハ) 楽屋便所は，舞台に近い位置とし，舞台衣装を着て使用することに配慮した余裕のあるレイアウトとする。

二) 楽屋廊下は，舞台衣装を着た出演者の移動や，楽器・備品などの移動に配慮し余裕を持った幅員・高さとするとともに，段差は設けない。

ホ) フルコンサートグランドピアノの移動に支障がないよう，楽器庫から舞台に至る経路の出入口ドアは余裕を持った幅員とする。

ヘ) 楽屋ロビー，シャワー室，給湯室，洗濯室，衣装室，備品庫を適宜設ける。

ト) 公演後の出演者がスムーズに退出できる出口等に配慮する。

チ) スタジオ A～C の楽屋としても使用できるよう，スタジオとの動線に配慮する。

#### (2) スタジオ A

- ① 各種公演のリハーサルや文化団体・県民等の日常的な練習や稽古，各種作品の制作や創造，ワークショップ，小規模な発表会や展示会まで，様々な用途に利用可能なスペースとする。



- ② 様々な講演のリハーサルに対応するため大ホールの主舞台を内包できる規模で、収容人数は200～300人程度とする。
- ③ 防音・遮音性能を確保するとともに、壁面を鏡張りとしバレエバーを設置する。鏡は不使用時の対応に配慮する。
- ④ クッション性を考慮した床材とする。
- ⑤ 備品庫等を適宜設ける。垂幕用程度のバトンを設ける。
- ⑥ 大ホール及びスタジオシアターへの動線に配慮する。
- ⑦ 災害時の活用を想定し、各所に電源コンセント（100V，200V），モジュラージャックを設置する。

### （3）スタジオ B

- ① 各種公演のリハーサルや文化団体・県民等の日常的な練習や稽古，各種作品の制作や創造，ワークショップ，小規模な発表会や展示会まで，様々な用途に利用可能なスペースとする。
- ② スタジオシアターのリハーサルに対応できる規模とする。
- ③ 防音・遮音性能を確保するとともに，壁面を鏡張りとしバレエバーを設置する。鏡は不使用時の対応に配慮する。
- ④ クッション性を考慮した床材とする。
- ⑤ 備品庫等を適宜設ける。垂幕用程度のバトンを設ける。
- ⑥ 大ホール及びスタジオシアターへの動線に配慮する。
- ⑦ 災害時の活用を想定し，各所に電源コンセント（100V，200V），モジュラージャックを設置する。

### （4）スタジオ C

- ① 生音の楽器演奏や合唱，バンド練習など音の出る活動，バレエやダンス，演劇・芝居等，様々な活動に対応できるように，大小様々な部屋を設置する。
- ② 書道，茶道，華道等の活動が可能な和室を設ける。
- ③ 防音・遮音性能を確保するとともに，必要に応じ壁面を鏡張りとしバレエバーを設置する。鏡は不使用時の対応に配慮する。
- ④ 必要に応じクッション性を考慮した床材とする。
- ⑤ 備品庫等を適宜設ける。

## 5 交流・コミュニティ部門

### (1) エントランスロビー

- ① 大ホール等の開場前の待合スペースも兼ね、屋外で待たなくてよい広さの空間を設ける。
- ② 様々な文化芸術活動を行い、交流・コミュニティ活動を誘発するエントランスロビー空間とする。
- ③ ギャラリー、アトリエ、イベントスペース、広場等とのつながりや連携に配慮し、各種講座やワークショップ、アーティストと県民の交流イベントを行うなど、県独自の文化芸術活動を推進できるよう配慮する。
- ④ 作品展示等、日常的に文化芸術に触れる機会の創出に配慮するとともに、デジタル展示も含め鑑賞に適した環境を整備する。
- ⑤ ホール等で公演がない日でも県民が利用できる開かれた場とする。
- ⑥ 災害時の一時避難に備え、温熱環境に配慮し、出入口は外気流入防止等に特に留意する。

### (2) ギャラリー

- ① 絵画や写真、彫刻等の作品展示のほか、これらと映像や音楽を組み合わせた作品など、先端技術を活用した次世代の作品の展示に対応することを想定した空間と設備を設ける。

### (3) アトリエ

- ① 絵画や書道などをはじめとした文化芸術活動を行い、創作した作品を展示することができるものとする。
- ② 創作活動の様子が外から見えるよう配慮する。

### (4) アートライブラリー

- ① 県内、国内外の文化芸術作品を収集し、情報発信するライブラリーとする。
- ② 演劇、音楽、ダンスをはじめとした各種エンタテインメントに関する図書、CD、映像資料等を収集保管し、閲覧に供する。

#### (5) 会議室

- ① 県民，文化芸術活動に関わる団体，NPO，施設運営者（県民会館・NPO プラザの職員）等，様々な主体が共用で利用できるものとする。
- ② NPO 活動での使用を想定し，外に隣接した配置，外から直接出入りや物の搬入が可能な会議室も設置する。

#### (6) カフェ，キッズスペース

- ① 来館者が心地よく過ごせるように，カフェや小さな子供連れに対応するキッズスペースを設置する。カフェは別棟としても支障ない。
- ② イベント開催時等に，一時的に子どもを預かることができるよう託児スペースを設ける。

#### (7) インフォメーション

- ① チケット販売や催事情報等の情報提供など，来館者へのコンシェルジュ機能を持つインフォメーション機能を適宜設ける。

### 6 管理運営部門

#### (1) 事務室（県民会館）

- ① 自主事業の企画運営業務，施設全体の維持管理業務，諸室貸出しの管理等を一体的に行う事務室を設ける。

#### (2) 事務室（NPO プラザ）

- ① NPO プラザの職員の執務室として利用する。
- ② 受付・窓口対応がすぐにできるよう交流サロンに隣接した配置とする。

#### (3) 機械室

- ① 振動，騒音，臭気などの影響が無いよう配慮するとともに，浸水災害時の影響が最小限に抑えられるよう配慮する。